

○放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は変更部分）

変更案							現行															
第1～第6 (略)							第1～第6 (略)															
第7 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等							第7 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等															
1 日本放送協会の放送							1 日本放送協会の放送															
(1) 総合放送（広域放送）							(1) 総合放送（広域放送）															
放送対象地域	親局			中継局			放送対象地域	親局			中継局											
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)									
関東 広域圏 (注1)	東京	27	10	(栃木)			東京	27	10	(栃木)												
				宇都宮						47			0.1	宇都宮	47	0.1						
				日光						47			0.01	日光	47	0.01						
				大田原						47			0.01	大田原	47	0.01						
				(群馬)						37			0.1	(群馬)	37	0.005	(群馬)	37	0.1			
				前橋										前橋								
				沼田						37			0.005	沼田	37	0.005	沼田	37	0.005			
				(埼玉)						13			0.01	(埼玉)	13	0.01	(埼玉)	13	0.01			
				秩父										秩父								
				(千葉)						34			0.01	(千葉)	34	0.01	(千葉)	34	0.01			
				<u>銚子</u>										<u>34</u>			0.01			<u>銚子</u>	<u>34</u>	0.01
				勝浦										34			0.01			勝浦	34	0.01
				東金						34			0.01	東金	34	0.01	東金	34	0.01			
				(東京)						27			0.03	(東京)	27	0.03	(東京)	27	0.03			
<u>新島</u>	<u>27</u>	0.03	<u>新島</u>	<u>27</u>	0.03																	
八丈	40	0.01	八丈	40	0.01	八丈	40	0.01														
(神奈川)	19	0.1	(神奈川)	19	0.1	(神奈川)	19	0.1														
平塚			19			0.1			平塚	19	0.1											
小田原	19	0.01	小田原	19	0.01	小田原	19	0.01														

- (注1) 総合放送（広域放送を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県を含まないものとする。）
- (注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。
- (注3) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

- (注1) 総合放送（広域放送を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県を含まないものとする。）
- (注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ～ 兵庫県	(略)					
奈良県	奈良	31	0.1	五條	26 52	0.01
				生駒奈良北	31	0.01
和歌山県	和歌山	23	0.1	御坊	21	0.01
				田辺	23	0.01
				新宮	23 44	0.01
鳥取県 ～ 島根県	(略)					
島根県	松江	21	1	浜田	35	0.1
				西ノ島	23 35	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	56	0.03
				仁摩	48	0.01
岡山県 ～ 沖縄県	(略)					

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田を送信場所とする親局並びに五條、新宮及び西ノ島を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ～ 兵庫県	(略)					
奈良県	奈良	31	0.1	五條	26	0.01
				生駒奈良北	31	0.01
和歌山県	和歌山	23	0.1	御坊	21	0.01
				田辺	23	0.01
				新宮	23	0.01
鳥取県 ～ 島根県	(略)					
島根県	松江	21	1	浜田	35	0.1
				西ノ島	23	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	56	0.03
				仁摩	48	0.01
岡山県 ～ 沖縄県	(略)					

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田を送信場所とする親局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東京	(略)	
	中継局		
	(北海道) ?	(略)	
	(埼玉) 銚子	26 39	0.01
	勝浦 東金	26 26	0.01 0.01
	(東京) 新島	26 48	0.03
	八丈	38	0.01
	(神奈川) 平塚 小田原	26 26 34	0.1 0.01
	(新潟) ?	(略)	
	(兵庫) 五條	13 50	0.01
	(和歌山) 御坊 田辺 新宮	13 13 13 46	0.01 0.01 0.01
	(鳥取)	(略)	
	(島根) 松江 浜田 西ノ島	19 37 22 30	1 0.1 0.03
	大田 益田 江津 仁摩	20 20 50 20	0.01 0.03 0.03 0.01
	(岡山) ?	(略)	
	(沖縄)		

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東京	(略)	
	中継局		
	(北海道) ?	(略)	
	(埼玉) 銚子	26	0.01
	勝浦 東金	26 26	0.01 0.01
	(東京) 新島	26	0.03
	八丈	38	0.01
	(神奈川) 平塚 小田原	26 26	0.1 0.01
	(新潟) ?	(略)	
	(兵庫) 五條	13	0.01
	(和歌山) 御坊 田辺 新宮	13 13 13	0.01 0.01 0.01
	(鳥取)	(略)	
	(島根) 松江 浜田 西ノ島	19 37 22	1 0.1 0.03
	大田 益田 江津 仁摩	20 20 50 20	0.01 0.03 0.03 0.01
	(岡山) ?	(略)	
	(沖縄)		

- (注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。
- (注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田、銚子、新島、小田原、五條、新宮、西ノ島及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

2 放送大学学園の放送（略）

3 一般放送事業者の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	21 22 23 24 25	10	(茨城)		
				水戸	14 15 17 18 19	0.3
				高萩	35 38 41 44 46	0.01
				(栃木)		
				宇都宮	15 17 18 34 35	0.1
				日光	21 22 23 24 25	0.01
				大田原	15 17 18 19 35	0.01
				(群馬)		
				前橋	33 36 42 43 45	0.1
				沼田	21 22 23 24 25	0.005
				(埼玉)		
				秩父	21 22 23 24 25	0.01
				(千葉)		
				銚子	21 22 23 24 25 42 36 45 43 33	0.01
勝浦	21 22 23 24 25	0.01				
東金	21 22 23 24 25	0.01				
(東京)						
新島	21 22 23 24 25 42 45 51 43 52	0.03				
八丈	30 32 34 37 39	0.01				
(神奈川)						
平塚	21 22 23 24 25	0.1				
小田原	21 22 23 24 25 38 36 49 47 52	0.01				
中京広域圏	(略)					

- (注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。
- (注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

2 放送大学学園の放送（略）

3 一般放送事業者の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	21 22 23 24 25	10	(茨城)		
				水戸	14 15 17 18 19	0.3
				高萩	35 38 41 44 46	0.01
				(栃木)		
				宇都宮	15 17 18 34 35	0.1
				日光	21 22 23 24 25	0.01
				大田原	15 17 18 19 35	0.01
				(群馬)		
				前橋	33 36 42 43 45	0.1
				沼田	21 22 23 24 25	0.005
				(埼玉)		
				秩父	21 22 23 24 25	0.01
				(千葉)		
				銚子	21 22 23 24 25	0.01
勝浦	21 22 23 24 25	0.01				
東金	21 22 23 24 25	0.01				
(東京)						
新島	21 22 23 24 25	0.03				
八丈	30 32 34 37 39	0.01				
(神奈川)						
平塚	21 22 23 24 25	0.1				
小田原	21 22 23 24 25	0.01				
中京広域圏	(略)					

近畿 広域圏	大阪	14 15 16 17	3	(滋賀) ?	(略)	
				(兵庫)	(略)	
				(奈良) 五條	14 15 16 17 35 37 39 41	0.01
				(和歌山) 御坊 田辺 新宮	14 15 17 47 14 15 17 47 14 15 16 17 38 42	0.01 0.01 0.01

近畿 広域圏	大阪	14 15 16 17	3	(滋賀) ?	(略)	
				(兵庫)	(略)	
				(奈良) 五條	14 15 16 17	0.01
				(和歌山) 御坊 田辺 新宮	14 15 17 47 14 15 17 47 14 15 16 17	0.01 0.01 0.01

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(注) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	函館	(略)	
				滝上	(略)	
				静内	20※ 31※ 33※ 39 35 37	41 42 0.01
				浦河	(略)	
				枝幸	(略)	
青森県 ? 千葉県	(略)					
東京都	東京	20※ 16	3	新島	20※ 50	0.03
				八丈	41	0.01
神奈川県	横浜	18	1	平塚	18	0.1
				小田原	18※ 31	0.01
新潟県 ? 兵庫県	(略)					
奈良県	奈良	29	0.1	五條	22※ 21	0.01

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	函館	(略)	
				滝上	(略)	
				静内	20 31 33 41 42	0.01
				浦河	(略)	
				枝幸	(略)	
青森県 ? 千葉県	(略)					
東京都	東京	20※ 16	3	新島	20	0.03
				八丈	41	0.01
神奈川県	横浜	18	1	平塚	18	0.1
				小田原	18	0.01
新潟県 ? 兵庫県	(略)					
奈良県	奈良	29	0.1	五條	22	0.01

和歌山県	和歌山	20	0.1	御坊	24	0.01
				田辺	24	0.01
				新宮	20※ 34	0.01
鳥取県 ・ 島根県 ・ 沖縄県	(略)					

- (注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。
- (注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（上段に※が付されているものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。
- (注3) 周波数（チャンネル番号）の変更の際には、当該変更前の放送区域と同等の放送区域を確保することとし、チャンネル番号17及び35の周波数を使用して同時に同一番組を放送する場合の空中線電力は1.2kWを最大とし、チャンネル番号35の周波数のみを使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。
- (注4) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は1kWを最大とする。
- (注5) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。
- (注6) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。
- (注7) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第8～第11 (略)

和歌山県	和歌山	20	0.1	御坊	24	0.01
				田辺	24	0.01
				新宮	20	0.01
鳥取県 ・ 島根県 ・ 沖縄県	(略)					

- (注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。
- (注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（上段に※が付されているものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。
- (注3) 周波数（チャンネル番号）の変更の際には、当該変更前の放送区域と同等の放送区域を確保することとし、チャンネル番号17及び35の周波数を使用して同時に同一番組を放送する場合の空中線電力は1.2kWを最大とし、チャンネル番号35の周波数のみを使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。
- (注4) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は1kWを最大とする。
- (注5) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。
- (注6) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。
- (注7) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第8～第11 (略)